

健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、この法律により地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率の公表が義務付けられました。

平成20年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率 (平成19年度の比率)	- (-)	- (-)	17.3 (18.4)	149.7 (169.8)
早期健全化基準 (平成19年度の基準)	13.25 (13.29)	18.25 (18.29)	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

実質赤字額、連結実質赤字額がないため「-」で表示しています。

資金不足比率

(単位:%)

公営企業会計名	水道事業会計	病院等事業会計	公共下水道事業会計	観光事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	簡易水道事業特別会計
資金不足比率 (平成19年度の比率)	- (-)	- (-)	- (-)	169.5 (214.2)	- (-)	- (-)
経営健全化基準	20.0					

資金不足がない場合は、「-」で表示しています。

実質赤字比率 : 一般会計等の実質赤字の標準財政規模(地方自治体の標準的な一般財源の規模)に対する比率

連結実質赤字比率 : 全ての会計の実質赤字(資金不足額)の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 : 公債費(借入金の元利償還金)及び公債費に準じた経費の比重を示す比率の3ヶ年平均

実質公債費比率が18%以上となると、地方債許可団体に移行します。また、25%以上となると、地方債の発行が制限されます。

将来負担比率 : 地方債(借入金)残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率 : 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

平成20年度決算における健全化判断比率と資金不足比率の状況

実質赤字・連結実質赤字額は、生じていません。

実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っています。

将来負担比率は、早期健全化基準を下回っています。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫される可能性がありますと言えます。

資金不足比率は、観光事業特別会計（秋芳洞・養鱒場・大正洞・景清洞・リフレッシュパーク等）が、昨年より改善したものの経営健全化基準を上回っています。

資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、この比率が高いほど料金収入で資金不足を解消するのが難しくなり、経営状況が深刻化していると言えます。

観光事業特別会計の資金不足は、観光ニーズの多様化、少子化の影響により入洞者数が減少したこと、観光事業にかかる人件費の負担が大きくなったこと等によるもので、資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった観光事業特別会計については、本年度経営健全化計画を策定します。

経営健全化計画の策定

計画の概要

- ・ 比率が経営健全化基準以上となった要因分析
- ・ 計画期間
- ・ 経営健全化の基本方針
- ・ 比率を基準未滿とするための方策
- ・ 基準未滿とするための方策に係る、各年度ごとの収入・支出に関する計画
- ・ 各年度ごとの比率の見通し
- ・ その他必要な事項

計画策定までの流れ

平成20年度財務指標（健全化判断比率・資金不足比率）を市議会へ報告

監査委員の意見を聴いた後、外部監査に委ねることについて及び個別外部監査人と契約を締結することについて市議会で議決。その後個別外部監査契約の締結と告示。

個別外部監査人による監査の実施と監査結果報告書の提出。その後報告書を公表。

個別外部監査結果報告を反映した経営健全化計画を策定し、計画を市議会で議決。その後計画の公表及び県知事への報告。

計画策定後は、毎年9月30日までに前年度決算との関係を明らかにした計画の実施状況を市議会に報告。その後実施状況の公表及び県知事への報告。